

広島県告示第百三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第三項の規定によつて、昭和三十五年広島県告示第八百四十一号（漁船損害補償法による加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

「三原 〃

三原市

を

幸崎 〃

三原市のうち幸崎町

「三原市 〃

三原市

」に改める。